

# 審 査 基 準

令和4年6月29日作成

法 令 名：青森県情報公開条例
根 拠 条 項：第10条、第11条第1項・第2項
処 分 の 概 要：行政文書の存否応答拒否、行政文書の全部開示・一部開示・不開示
原権者（委任先）：公安委員会、警察本部長
法 令 の 定 め：  青森県情報公開条例第10条（行政文書の存否応答拒否） 青森県情報公開条例第11条第1項（行政文書の全部開示又は一部開示） 青森県情報公開条例第11条第2項（行政文書の不開示）
審 査 基 準：  別添のとおり
標 準 処 理 期 間：
申 請 先：青森県警察本部情報公開コーナー
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部総務課 017-723-4211
備 考：